

[検討事項] □ 通年議会の導入について**1、議会運営委員会において確認された議会の会期の考え方**

- 1 議会の会期は、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第102条の2の規定による通年会期とする。
- 2 議会の会期の始期は、平成26年8月とする。
- 3 議会の会期を通年とする必要な事項については、別に条例で定める。

2、条例案文(案)及び逐条解説(案)について**○ 条例案文(案)**

(議会の会期)

第9条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2の規定により会期を通年とする。

- 2 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に条例で定める。

○ 逐条解説(案)**【趣旨】**

□ 本条は、議会の会期について定めたものです。

【解説】

□ 第1項は、議会は、法第102条の2の規定により会期を通年と定めたものです。

通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの(1年間)を会期とするものです。

□ 第2項は、会期を通年とするための必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

<参考>地方自治法

■地方議会の会期(第102条の2)

普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- 2 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- 3 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会在解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもって、会期は終了するものとする。
- 4 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会在招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- 5 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- 6 第一項の議会在、条例で、定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)を定めなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項の議会在の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあっては七日以内、町村にあっては三日以内に会議を開かななければならない。
- 8 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百一十一条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会在を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第二百一十一条第一項中「議会在の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会在」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会在を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。